

岩手県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成30年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市大東町字渋民地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年6月26日から同年10月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）